

# 衛生基準としての更衣設備等の取扱いについて

論点1)更衣室・シャワー設備を設置する場合は、運用にあたって、性別を問わず安全に利用できること及び最低限のプライバシーを確保することを明示すべきではないか。

- 事務所の更衣設備(ロッカー、更衣室、衣服の保管場所など)については、汚染・湿潤作業がある場合に義務付けられ、シャワー設備については規定されていない。更衣設備・シャワー設備は、事務所則の規定に限らず、業態や着替えなどのニーズに応じて設置、運用されている現状にある。
- 設置については、現行基準以上の規定を新たに設ける必要はないのではないか。
- 運用に当たっては、更衣室を設ける場合には、性別を問わず安全に利用できること、及び最低限のプライバシーを確保することを明確にすべきではないか。

論点2)休憩設備について、事務所則で更に規定すべき内容はあるか。

- スペースや付設設備、使用実態など様々だが多くの事務所で設置され利用されている実態にあり、努力義務としての設置は概ね達成されている。
- 利用人数に応じた広さや備えるべき設備などについては、法令の基準ではなく事務所ごとに対応すべきではないか。

論点3)休養室・休養所については、その目的に照らし、必要時に確実に利用できるよう、運用面での整備をするべきではないか。

- 専用のものを男女別に設けることが求められているため、設備面への負担は大きい一方、随時利用可能とは限らない運用がされているなど、設置目的からみると形骸化している場合がある。
- 医療体制の整備や労務管理が進んだ現在では、恒常的な専用のスペースの設置ではなく一時的な休養が随時可能という機能の確保が重要ではないか。
- 設置については現行基準以上の規定を新たに設けるのではなく、運用に当たって、必要時に確実に、性別を問わず安全に利用できること、及び最低限のプライバシーを確保することを明確にすべきではないか。